

第15回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 令和5年9月15日（金）
時 間 午後14時00分～午後15時30分
場 所 出雲ロイヤルホテル 末広の間

～会議録～

○飯塚市長

本日は第15回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席を賜りお礼を申し上げます。

また、前回の会議は今年の3月にあったのですが、その会議以降、新たに9名の皆様に当協議会の委員に就任していただいております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、中国電力の島根原子力発電所1号機については、平成29年7月から廃止措置、いわゆる廃炉作業が開始されておまして、現在、4段階の工程のうち第1段階の作業が進められているところでございます。

先月8日、中国電力から本市に対し、第2段階の開始に向け、作業計画の策定と全体工程の見直しを行い、原子力規制委員会に廃止措置計画の変更認可申請を行う考えであるとの報告がありました。

本市では、今後、中国電力との安全協定に基づき、本件について意見を提出する考えでございます。また、本件については県から意見照会がありましたので、これにも回答する予定でございます。

これらの意見提出は、本日の会議や市議会等での意見を踏まえて行う考えでございます。本日は、中国電力島根原子力本部から長谷川本部長、三村副本部長、井田副本部長に御出席いただき、1号機廃止措置計画の第2段階の概要、また先日、再稼働時

期が発表された 2 号機の審査状況についても説明していただくこととしているところでございます。

限られた時間ではありますが、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただくことをお願いし、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安食防災安全部長

それでは、議題に入ります前に、委員の交代についての御報告をさせていただきます。

前回の会議以降、委員の方々が交代されております。本来であれば、お一人ずつ御紹介をさせていただくところでございますけれども、時間の都合上、お配りしております名簿及び席次表にて代えさせていただきます。

なお委員名簿の備考欄に新任の記載がある方が、交代された方々でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。会議の進行は会長にお願いいたします。

○飯塚市長

それでは、早速会議を進めさせていただきたいと思っております。

まず、「島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画に係る市の対応について」、事務局から説明をお願いします。

○角原子力防災室長

出雲市防災安全課原子力防災室の角と申します、よろしくお願いいたします。

私のほうから、説明報告事項の 1 番目「島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画に係る市の対応について」を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画の実施につきまして、この協議会で御意見をいただきましてから、かなり期間が空いておりまして、委員もお代わりになっておりますことから、中国電力からの説明を聞いていただく前に、これまでの経過を説明

させていただきたいと思います。

お手元の資料 1 の 1 ページ、1 号機の廃止措置に係る主な経過のところを御覧いただければと思います。

島根原子力発電所 1 号機は、平成 27 年 4 月に営業運転を終了しております。その翌年、中国電力から廃止措置計画に係る事前了解願いが、県及び松江市に提出をされております。

県から意見照会を受けました本市は、この協議会や市議会等の意見を踏まえまして、中国電力が原子力規制委員会への廃止措置計画を申請することを、了解する旨の回答を行っております。

また、県におきましても、関係自治体等の意見を踏まえて、廃止措置計画の申請を了解する旨を、中国電力に回答をしております。

これを受けまして、平成 28 年 7 月、中国電力は原子力規制委員会に廃止措置計画の認可申請を行い、平成 29 年 4 月に認可を得ております。なお、この間、周辺自治体であります、出雲市、安来市及び雲南市は、共同で中国電力との間で現在の安全協定の締結をしております。原子力規制委員会の計画認可後、改めて事前了解手続が行われまして、地元同意を得た後、平成 29 年 7 月から廃炉作業の第 1 段階が開始をされております。

市長が挨拶で申し上げましたとおり、先月 8 日、中国電力から廃炉作業の第 2 段階の作業開始に向けて、原子力規制委員会計画変更の認可申請を行う考えである旨の報告がございました。これは中国電力との安全協定に基づき、廃止措置計画の重要な変更に関する事項として報告が行われたものでございます。資料 1 の 2 ページ、3 ページに参考資料としまして、中国電力との安全協定の抜粋、また中国電力からの報告文も掲載しておりますので、御参照いただければと思います。また、同日付で本件について、県から意見照会がございました。これは県との覚書に基づきまして、県が事前了解の回答を行うにあたっては、本市を含む周辺市の考えを聞くこととされている

中で行われたものでございます。

資料の4ページと5ページに、参考資料としまして、県との覚書、また県からの意見照会の通知を掲載しております。

1ページに戻っていただきまして、1. 1号機の廃止措置に係る資料の概要についてでございます。

このたび、中国電力から報告のあった1号機の廃止措置計画の変更につきましては、当初の申請に対してと同様に、本協議会をはじめ市議会や専門家会議である原子力安全顧問会議の意見を踏まえて、県及び中国電力に対して出雲市の意見を提出する予定としております。

なお、資料の6ページ、7ページにかけまして、平成29年7月に、廃止措置計画の実施について県から意見照会があった際の、本市の回答を掲載しております。併せて御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○飯塚市長

それでは、御質問等がございましたらよろしく申し上げます。

よろしいですか。まずは経過の理解ということでございますので、それでは続いて、「島根原子力発電所1号機廃止措置計画(第2段階)の概要について」ということで、これは中国電力の島根原子力本部から説明をお願いいたします。

○中国電力株式会社島根原子力本部長谷川本部長

皆さんこんにちは。中国電力島根原子力本部の長谷川でございます。

今日は市長をはじめ執行部の皆様、あるいは環境安全対策協議会の皆様、日頃から私どもの事業運営に御理解をいただいていること、この場を借りて、まずはお礼を申し上げます。

先ほど来、御説明がございましたけれども、本日私どものほうからは、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画(第2段階)の計画について、そしてその後、同じく2号機

の国の審査状況、さらには今後の運転開始に向けての見通し等について、少しお話ができればと思っております、どうかよろしくお願い申し上げます。

本題前に、お詫びがございます。御承知のように、私ども昨年電気料金改定を皆様方をお願いをしている最中、公正取引委員会のほうから、種々の命令を受けるなど、皆様には大変御心配、御迷惑をおかけしたことをお詫びを申し上げます。現在、当社は6月の株主総会で、会長、社長が交代いたしまして、再発防止対策を進め、信頼回復に努めているところでございます。

さて、まずは島根原子力発電所1号機の廃止措置計画でございますけれども、第2段階の大きな作業として使用済燃料の搬出がございますが、搬出先が国内の再処理工場を予定してございますけれども、まだ運開に至っておりません。このため、第2段階の工程も少しといいましょうか、6年ですけれども延長を考えてございます。そのあたりについて背景等を、今日説明をしたいと思えます。

また、先月の下旬、私どもの会社は、山口県上関町のほうに、使用済燃料の中間貯蔵施設の建設に向けて調査をお願いしたところでございます。今日、お時間がございましたら、このあたりの経緯等についても御説明できるかと思えますけれども、今日お話しいたします、1号機の廃止措置計画とこの中間貯蔵施設は、直接関係するものではございません。

次に2号機の状況でございます。

今週の初め、私ども初めてですけれども、具体的に来年の8月から運転を再開したい。運転再開ということは、発電をしまして電気を皆様にお届けするというところでございますけれども、その時期を公表いたしました。

これはその前、8月の下旬に審査を受けておりました、設計工事計画の認可をいただきまして、その後の手続として、初めて今後の工程を公表したところでございます。そうは言いましても、引き続き安全第一で、一步一步進めていければと思っております。

今日はこの2つについて、これから副本部長の三村のほうから御説明いたしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

副本部長の三村でございます。これから説明をさせていただきます。説明は座ってさせていただきます。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明をします。まず2ページ目をお願いいたします。

「はじめに」ということで、最初に執行部のほうから資料1について、御説明があったことにつきまして、2017年から廃止措置第1段階の作業を開始してございます。

今回、第1段階で実施した作業の結果なども踏まえまして、廃止措置全体計画の見直しや、第2段階で進める具体的な作業の内容を取りまとめましたので、これを説明していきたいと思っております。

それでは、4ページ目をお願いいたします。

廃止時の具体的なイメージを示した図であります。運転を終了した原子力発電所の原子炉から使用済燃料を全て取り出した後、残りの施設を解体撤去するという、青色の枠の中を廃止措置と呼んでございます。

次に5ページ目をお願いします。

5ページ目から、廃止措置の基本方針、それから工程、主な作業内容の事について説明をいたします。

次は6ページ目を御覧ください。

廃止措置に関わる基本方針を示してございます。廃止措置につきましては、その基本方針で書いてございます。いろいろございますけれども、まずは被ばく低減対策、それから2号機の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないように、そういったまず基本方針を立てまして、安全確保を最優先にということで、進めてまいってござい

ます。

次に7ページ目をお願いいたします。

7ページ目のところから、工程の説明でございます。まず1号機の廃止措置計画、これまでは廃止措置全体の見通しと第1段階の具体的内容、その部分について国の認可を受けてございます。

次の段階、4段階ございますけれども、その都度、段階が変わるたびに国への申請が必要ということで、今回赤枠で囲ってございます第2段階の具体的事項を、説明させていただきます。

第2段階では、主に燃料の搬出、譲り渡し、汚染状況の調査、放射線管理区域内にあります設備の解体撤去こういったものを始めます。

8ページ目をお願いいたします。

今回、この工程の変更、先ほど長谷川のほうからもありましたけれども、終了時期を2045年から49年度の4年間延長します。具体的には、第2段階を6年延長、第4段階を2年短縮ということでございます。

第2段階の延長、6年でございますけれども、今現在青森にございます再処理施設、この竣工が延期をされまして、これに伴って、使用済燃料の搬出の計画を、2029年の計画を2035年に延ばすものでございます。

これにつきまして、当初に措置計画を計画した時点、その時点では再処理施設の竣工時期は2018年度でございました。現在では最新の工程で2024年度上期に変更されてございます。

再処理施設の竣工後、まだ使用済燃料等が再処理施設に保管されてございますので、これらの燃料から処理をされること、それから再処理量も竣工したからといって、フルに操業ということにもなりませんので、徐々に稼働していくと、そういった一定の現実的な想定を基にしまして、島根からの搬出・譲り渡しが対応できる時期として、今回、当初予定したものから6年を加え、という見積もりをしているところでござい

ます。

次に第4段階の短縮でございます。

第4段階は7ページにあるように、最後の建物の解体期間でございます。第2段階が延びるということもございますので、全体を短縮できるところはないかという観点を踏まえて検討しました。

第4段階、建物の解体ということで、1カ所だけではなくて複数の箇所でも解体工事もできるということで、安全に影響を与えない範囲という条件は付いてございますけれども、全体を2年短縮するという計画をしております。

それから、汚染状況の調査でございます。当初は第1段階だけで完了させるという計画でございました。計画していた第1段階での調査、これは一通り完了してございます。

今回、第2段階で期間も少し延びたこともありまして、この期間を使いまして、実は第3段階、これは少し原子炉の中の解体撤去になりますけれども、サンプルを少し取り出して、しっかり調査を追加で実施したいと考えて、第2段階でも、この汚染状況の調査を実施することといたしました。

こういったことをすることにより、より適切にどういう解体方法が使えるか、それから解体を実際するときの放射線の被ばく低減、こういったことも検討が深まるというふうに考えたものでございます。

当社といたしましては、これまで皆様方に御説明をしておりました工程が遅れるということで、大変申し訳なく思っております。今回、見直しによりまして、使用済燃料が1号の燃料プールに保管される期間というのが、当初より長くなるということでございますけれども、使用済燃料の維持管理、具体的にはプールの水ですとか、冷却、そういった設備をしっかり管理して、安全確保を第一に進めてまいりたいと考えています。

次に11ページをお願いいたします。少し時間の関係がございますので、進めさせ

ていただきます。

11ページ目から第1段階で実施しました、主な作業内容について少し御報告をさせていただきます。

まず12ページを御覧ください。

これは燃料の搬出・譲り渡しでございます。先ほども説明しましたように、使用済燃料は搬出ができてございませんけれども、新燃料、これから使おうとしていた燃料がございますので、これらが92体ございまして、こちらを2018年に造っていた加工メーカーに全て搬送してございます。

次に13ページ目をお願いいたします。

これは汚染状況の調査を示してございます。写真のほうには、配管外部から放射線の量を測ったり、それから写真の下のほう、これは床からコンクリートを抜き取るようなサンプリングをしている例を示してございます。こういった各所の測定・分析を通して、廃棄物の発生量、それからどういうところに放射線量が高いか、そういったことをきちんと調査をしたものでございます。

次に14ページ目をお願いいたします。

汚染の除去、安全貯蔵と書いてございます。汚染の除去、これは比較的放射線量を下げるというのを示してございます。

14ページの絵で示しますと、右の方に汚染の除去という矢印が書いてあり、放射線量が少し高いということで、水で洗い流すというようなことをして、放射線量を下げております。作業環境の放射線量を下げるということです。

それから15ページ目をお願いいたします。

これは第1段階でも実施しました、いわゆる屋外での解体撤去の様子を写真にしています。変圧器ですとか屋外のタンク、こういったものを2018年の12月から実施しておりまして、今後も継続して実施をしていく予定でございます。

次に16ページをお願いいたします。

ここからは、先ほど言いました第2段階のもう少し詳しい御説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

第2段階から、原子炉本体周辺設備いわゆる放射線の管理区域内の機器の解体撤去をしたく、この絵で、建物を輪切りにした絵になってございますけれども、左が原子炉建物、右がタービン建物でございますが、この薄い緑色で着色した範囲、これらが第2段階から解体する範囲となります。

第2段階には具体的には、絵で示します右側のほうにあります、タービンの建物にあるタービン本体ですとか、復水器、発電機、こういったものを順次解体撤去していきたいと考えております。

次に、18ページをお願いします。

これは今回から放射線管理区域内の設備の撤去をするということで、解体撤去の方法を示しております。これが第1段階ではなかった作業になります。

解体の方法としては、図の左のほうにございます、例えば比較的放射線量が高い場合などは、適宜除染、先ほど少しタンクを洗ったりしてるのがございますけれども、そういったいろいろな方法を使って、放射線レベルを下げるといったことをしてまいります。

また、解体作業で放射線汚染のレベルが高い、そういった場合には汚染拡大をさせない方針ということで、真ん中の絵にもございますように、ハウス等を設置して、なおかつ作業員はマスク等の放射線の防護具を付けて作業をすると、そういったことを考えてございます。

また、解体撤去したものは、保管エリア内に適切に管理する。それから、また後ほど説明しますが、今回の第2段階では、可能な限り放射線物質として扱う必要がないクリアランスの対象物が発生すると考えてございますので、そういったものは適切な処理をして安心できるようにしたいと考えております。

次に20ページをお願いいたします。

このスライドでは、周辺環境への放射線の影響についてまとめているところです。第2段階では、粒子状の放射性物質の発生も想定されてございますが、安全上必要な、例えば空調換気系ですとか、フィルタ、そういったものをしっかり維持管理をして、基本的には周辺環境に放出することがないようにしっかり管理をまいります。

この表では、一部評価のために少し保守的に、少しフィルタを通過して放出されたという評価をしております。その際でも、真ん中の第2段階期間中、年間約17マイクロシーベルトとございますように、右にあります、国の基準値に比べ十分低い値になるように評価をしております。

次に21ページでございます。

21ページは、実際に中で解体する放射線業務従事者の被ばくの線量についてまとめてございます。

実際には、被ばくを可能な限り低減するという事で、放射線管理区域内に入る場合には、出入り口で管理をしたり、被ばく線量の測定をしっかりと行って、その結果を作業環境の整備などに反映して、しっかり管理をまいります。

ここに記載しております被ばく線量、約3.0人・シーベルトという評価がございませぬども、これは12年間の第2段階の全ての作業員の被ばく線量を掛け合わせて、足し算するというような評価結果でございます。この値は基準があるというものではございませぬけれども、例えば1号機が運転していたときに定期検査等も含めてですけれども、その当時の被ばく線量の実績と比べても、十分低い値になってございます。

次に、最後になりますけど、24ページをお願いいたします。

24ページから廃止措置に伴い発生する固体廃棄物について御説明をします。

25ページをお願いします。

廃止措置に伴い発生する固体廃棄物は大きく3つに分けられます。「低レベル放射性廃棄物」、それから「放射性物質として扱う必要のないもの」、いわゆるクリアラ

ンス制度の対象物、それから「全く放射性廃棄物ではないもの」に分けられます。

また、低レベルの放射性廃棄物は、その赤枠で示してございますが、放射性のレベルに応じて区分をしてございます。

L1と言われるものは、少し赤枠で囲ってございますけれども、原子炉の中の構造物、それから制御棒などが該当いたします。

L2と呼ばれるものは、原子炉の圧力容器、L3が復水器や格納容器など緑色によって示した範囲になります。

それらの量につきまして、次の26ページをお願いします。

これまで第1段階で実施しました、汚染状況の調査などを踏まえまして、廃止措置に伴って発生する固体廃棄物の量を放射能のレベル別に分けております。

全体ではその真ん中の円グラフにありますように、廃棄物総量は18万トンを想定してございますが、そのほとんどが青色で示してございます放射性廃棄物ではないもの。それから、右上の水色の部分、放射性廃棄物として扱う必要のないクリアランス制度の対象物というふうに考えております。

その後、28、29ページは、クリアランスの参考資料をお付けしてございますが、説明は割愛させていただきます。

それでは、30ページ目をお願いします。

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の管理方法について説明をします。

第2段階、これは運転中と基本的には同じでございますけれども、「気体」「液体」「固体」、それぞれ性状に応じて発生する廃棄物を管理するという方針でございます。

ここに載っております「気体」とか「液体」につきましては、放出管理目標値というものを設定して、それを越えないように管理をしてございます。固体につきましては、先ほど御説明したとおりの方針で進めてまいります。

最後になりますが、31ページをお願いいたします。

第2段階で運転中と同様に管理をしております。ここでは、気体・液体・固体とそれぞれ分けて、それぞれどのような処理をするかというのを、少し絵にしていますが、基本的には貯めておいたり、ろ過したり、イオン交換したり、フィルタでこしとったりというようなことをして、必要なものは大体、液体ものについて再使用するということを基本にしていますが、気体や一部の液体につきましては、排水口や放水口から排水する場合もございますので、そういう場合にはしっかり放射能を測定しながら、記録を取りながら監視をして対応しております。

島根1号機の廃止措置の実施にあたりましては、これまで同様、安全を最優先で進めてまいり所存でございます。

以上でご説明を終わります。

○飯塚市長

ありがとうございました。

それでは、この案件につきまして、質問等がある方は挙手のうえ、御発言をお願いします。

川光委員。

○川光委員

出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議の川光と申します。2点質問をさせていただきます。

1つ目がですね、放射線管理区域内の解体撤去のところで、クリアランス制度というところで、まず処理を行う。処理を行うとありますけど、どのような処理かもっと具体的にお伺いしたいということと。解体撤去物を出すとき、チェックをされると思うんですけど、すごい量ですけど、それを全部調べられるのかどうか。これを1点目とします。

もう1つは、10ページ目の「保安規定において、社長をトップマネジメントとする」と書いてありますが、社長をトップマネジメントにすることで、何が変わるのか

を教えてください。

○飯塚市長

よろしく申し上げます。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

それではお答えをいたします。

まず、クリアランスにつきまして、ページでいきますと、18ページをお願いいたします。

その前に、少しクリアランスの説明をさせていただきたいと思います。今日御説明を省略いたしました28ページをお願いします。28ページにクリアランスの制度について少し記載してございます。

ひと言で言いますと、非常に放射線レベルが低いものにつきましては、この制度を使えるというものでございまして、そこの2つ目の四角に書いてございます、だいたい我々日本人は自然放射線を受けて、地上とか宇宙から受けてございますけども、だいたいこれが年間に2.4シーベルトと言われてございますが、これの100分の1に相当する0.01ミリシーベルト、これを1つの基準としてございます。例えば今回発電所が出た解体物の測定をして、このクリアランス制度を満たせる基準まで放射線量の低いものは、この制度を使って外部に搬出をして再利用していくといった制度でございます。実際には先ほどの18ページのところで、解体撤去の絵を示してございます。

ここで解体撤去物が右下のほうに出てございますが、解体撤去する、その解体作業の中で、放射線量を下げたり、そういった作業をしてクリアランスの基準を満足するような、そういったところで、放射線量を下げるといった作業をしてまいります。

今回いろいろな第1段階の測定等をして、多少放射線物質がついたものがございますけれども、そういったものをこういったふうに除染をして作業をすれば、大半がクリアランス、そういった基準を満足できるような、ほとんど放射性物質と扱う必

要がないもの、そういったものになります。そこで完全に放射線量を測定して、基準を満たすということができると、ページ18にあるように、建物から外に搬出できると、そういったものでございます。

ただ、今国内では大規模にこのクリアランスで出た金属類を処理できるそういった場所が、非常に限られているというのも事実でございます。我々としては、当面のクリアランスで出た金属につきましては、処理ができる施設が整うまでは、発電所の中で保管管理をするというふうに考えてございます。

クリアランスの制度はできてかなりたつてございます。国も廃止措置がたくさんプラントでなされるように、今廃止措置を決めているプラントは、福島事故があったプラントを除きますと、18基のプラントが廃止措置に入っております。

そうなりますと、当社の島根の1号機も、この評価と同じように、クリアランスに相当する非常に高価と言ったらあれなのですけれども、非常によい金属類が発電所では使っておりますので、これを採用していくというのが資源の有効利用ということで、これに国も含めて力を入れているところでございますけれども。やはり発電所由来、汚染の量が低いといっても発電所由来ということで、なかなかごく普通に一般的な廃棄物といった、そういったものとして再利用していくという、なかなかそういう環境には、まだなっていないというのが現状だと思います。

それから2番目の御質問、社長のトップマネジメントということがございます。

原子力施設の保安規定というものを定めてございます。そこで、我々原子炉の品質を守るために、資料のところは10ページにございますけれども、全ての会社の責任は社長ということにして、そういうことをトップマネジメントと呼んでございますけれども、トップとして我々が原子力発電所のいろいろな工事ですとか、運転をするそういったところの品質を確保するために、品質保証計画というものを決めております。

具体的には、原子力品質保証規程というものを作りまして、これらで廃止措置に関

するいろいろな作業、我々はプロセスと呼んだりしてございますけれども、それぞれを規定しまして、これを守って運用するという事で、原子力安全の維持・向上、それを達成するというような計画でございます。これは全ての原子力発電所の全ての会社で、社長をトップとして管理をするという意味を、この品質保証計画に定めているという御理解をいただければと思います。

御説明のほうは以上です。

○飯塚市長

いかがですか。

○川光委員

すいません、最初の質問は、要はまだクリアランス制度というのは、まだ積極的に進められていないということでいいですか。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

我々が自由に使えるほど、まだ制度が始まっていないというふうに、我々は理解しております。

○川光委員

はい。それと、さっきの社長をトップマネジメントというのは、今までは社長がトップマネジメントしていなかったということですか。

○中国電力株式会社島根原子力本部井田副本部長

井田と申します。社長のトップマネジメントについてお尋ねですがけれども、これまでも私どもの原子力の活動、2号機の運転、3号機の建設、あるいは1号機の廃止措置につきまして、社長をトップマネジメントとするという体制で実施をしております。

よくPDCAを回すということで、こちらのほうにも絵がありますけれども、運転、まずは廃止処置ですと廃止措置の実施結果といったそういったものを踏まえて、マネジメントレビューといったことを私達でもずっとやってるんですけども、そういった中で、社長に報告をして必要な改善のための経営資源ですね、「ヒト、モノ、カ

ネ」とかそういったものがあれば、そういったものを報告して上げてもらって、引き続き安全第一に作業を進めていく、そういった趣旨のものでございます。これは廃止措置もそうですし、運転もということでございます。

以上でございます。

○川光委員

ありがとうございました。

○飯塚市長

ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。

倉塚委員。どうぞ。

○倉塚委員

今質問しているのか分かりませんが、上関に中間貯蔵施設を造る計画があるということですが、なぜ、そこに中間貯蔵施設が必要なのかというのが、1つと。

2つ目は、今ある使用済燃料が全国的にあるわけですが、この前も質問させていただきましたけれども、より安全な監視機能の延長を検討してもらえないかなというふうに思います。

○飯塚市長

では、よろしくお願いします。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

それでは、まず1つ目の上関になぜでございます。

先日、8月上旬に、当社、上関に中間貯蔵施設が建設できるかどうかのまずは調査をさせていただきたいということで、上関町長のほうにお願いをしております。

町長のほうでは、議会へ御意見を聴かれた後に、調査の実施については御了解をいただいております。

当社としては、準備が整い次第、合意以降になりますが、調査をするというのが、まず現実でございます。

経緯でございますけれども、当社は原子力発電所の建設によって地域振興に協力したいというような方針をいただいて、当社も約40年にわたって上関町原子力発電所の整備、建設に向けていろんな諸準備をしてまいりました。

既に原子炉の設置許可の申請はしてございました。けれども福島第一原子力発電所事故以降、新しい原子力発電所の新設というものは、まだ日本でも確定はしてございませんので、当社としては、島根第3号機と同じ形のものを計画しておるのでございますけれども、これについて具体的な建設計画をお示しできる状況にはないという状況でございます。

そういった状況を、町長のほうに話をさせていただきましたところ、原子力発電所建設に代わる新たな地域振興策を、当社で考えられるものを提案してほしいという御要請を受けて、これが今年の2月でございますけれども、その2月を受けて、いろいろ検討した結果として、中間貯蔵施設、当社の事業範囲の中で検討できるという制約もございまして、そういった中で提案をしております。先ほどありましたように、島根原子力発電所の2号機につきましては、1号はもうこれ以上、使用済燃料は増えませんが、2号機につきましては、運転以降、使用済核燃料は発生をいたします。現在、プールの中で約5割強ぐらゐは使用済燃料、2号機はございまして、まだ運転を開始しても、十分当面の間、使用済燃料をプールに保管できる余裕がございます。

そういう意味合いで、足元では中間貯蔵施設が必要だという状況ではございませんけれども、やはり長期にわたっていろんなことが起こる、それがリスクとしてはなかなか具体的な想定はないにしても、何か使用済燃料が最終施設に入れないとか、そういった使用済燃料が当社だけではございませんので、各電力会社の発電所からも、再処理工場に行きますので、その中で少し燃料が滞留するというようなリスクもございます。

そういった観点からすると、当社の上関中間貯蔵施設があれば、万が一のときには

1つの選択肢になるのかなという、そういった利点を考えて、今回御提案したものに
なります。

そういう意味合いで、2番目の御質問にもありますけれども、当社としてはもちろん、
地元の自治体様からの使用済燃料を計画的に搬出、譲り渡しを完了させることにつ
きまして、第一段階で御了解をいただいたときにも、そういったお願いをされてご
ざいますし、先ほど申しましたように、島根の2号機につきましては、まだ余裕があ
るということで、発電所の敷地の中に中間貯蔵施設という場所をつくるということ
は考えていないということでございます。

安全上、乾式のほうが安全ではないかという御指摘かと思えます。今、使用済燃料
プールは、水を張った中に燃料、1号機は保管してございます。発電所が止まって、
燃料を取り出してから、もう久しく経ってございまして、非常に燃料も冷えてござ
います。

そういう意味合いでは、第1段階のときにも、国に申請をした書類の中には、万が
一の厳しい評価として、今の722体が入っているプールの水が全量瞬時に抜けたと
した評価をして、それでも燃料が壊れないという評価をしまして、国の審査を受けて
合格をしております。

確かに乾式の貯蔵機能は、非常に安全性、信頼性があるというのも、もちろん事実
ではございますけれども、今の1号機の燃料の保管につきましても、十分設備の維持
管理もしてございますし、先ほどのような一番厳しい評価をいたしましても、特に地
域住民の皆様方に、影響を与えるようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○飯塚市長

どうぞ。

○倉塚委員

そちらのほうから安全ですと言われたら、住民は、ああそうですかと言うしかなく

て、何か福島がああなって、もう既に負け戦だって。なのに、やるやるって言われているようにしか。私たちは受け止めきれない。どんな言い訳というか説明を聞いても、それで誤魔化されているという感が、この会にずっと参加してるんですけども、そういう感じがずっとあります。

それで、上関の話がなぜ出てきたのかが分からない。今までの説明では、六ヶ所村の再処理施設が稼働してないですけど、私はしないんじゃないかと思いますが、あそこが稼働したら、あっちに送って再処理してくるという方向でして使うというお話だったと思うんですけども、それはどうなったのですか。

○飯塚市長

どうぞ。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

お答えをいたします。

おっしゃるとおり、当初の我々が計画した時点でも、2018年度の竣工が最初に施設の計画でございます。それが、昨年末に最新の工程として、公表されたのが2024年度上期、上期のできるだけ早期にというふうに、今現在のほうは発表されてございます。

今、日本原燃の再処理施設の状況はどうかといいますと、いわゆる当社の2号でいます、設置許可につきましては既に下りております。設備の詳細設計になります、設工認に該当するような審査を今受けてということでございます。

これも第1弾、第2弾と2段階に分けて審査をしていただいているところで、既に基本計画の第1段階の設工認は、認可をもらっています。今は第2段階を、許認可の審査いただいているようですけども、ここでまたもう少し時間がかかっているということでございます。

設備の詳細設計ということで、地域ごとの特性もあると思うんですけども、竜巻の評価ですとか、そういった自然現象に対する評価、それに対する詳細設計に、これ

に少し時間がかかっているというふうな状況かと認識をさせていただきます。

それにおいて、一番基本的な設置許可に相当するようなところは、もう既に終わって、最後の設備の詳細設計段階にあるということで、我々も今まで何度も延長してきた事実はございますけれども、2024年度の上期の再処理工場の竣工については、かなり確からしくなってきたというふうに、我々は考えている。それを基に今回1号機の廃止措置計画を策定させていただいたということでございます。

御説明は、以上です。

○飯塚市長

どうぞ。

○倉塚委員

何度もすいません。上関も原発をつくるということが、住民の方々の漁業をやっている方々をはじめとした、住民の方々のすごい激しい反対があったと思うのですよね。なのに、またここにこういう施設を造られるということは、どこまで必要なのか、上関の方々の思いをどうなのかなと思う。

○飯塚市長

すいません、答えていただいて、その他のところで、今のところなどを進めていきたいと思います。

ただ、お答えいただいておりますのは、第1号機の廃止措置のことについて、まず話をさせていただきたいというふうに思いますので、先ほどの質問事項はお答えになって、その後はちょっとそういうに話を進めるようにします。

この議題に次第に進めさせていただきたいと思います。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

まず、なぜ今回上関で中間貯蔵施設でございますけれども、冒頭先ほど少し御説明しましたように、当社としてできる上関町の地域振興をする施設として、我が社ができる施設として造れるかどうかの、まずは調査に入りたいという御説明をさせていた

いただきました。

確かにおっしゃるとおり、上関の原子力発電所の建設、これの準備をしていく中で、かなり反対をされる、また心配される方々から、いろいろなことを御指導いただいて、これまできたところでございます。

ただ、今回の建設と今回の中間貯蔵は別にリンクをしていることではございませんし、我々としては地域振興になる策で、しかも使用済燃料の中間貯蔵施設という非常に安全性、信頼性が高い設備ということを思って、御理解が得られればということで提案をしています。

上関町長も御自身で実際に東海のほうにある施設を御視察されて、そのとき御自身としても非常に安全な設備ではないかという、そういった気持ちを持ったというふうに語って、別のインタビューにも答えられています。

そういった意味合いも含めて、当社としてはそういった安全な施設であって、なおかつ地域振興に関わる設備になるのではないかとということで、今回御提案をしています。

その中で、一部当社だけでは、先ほどのように、島根の理由だけでは大きな設備を作ることは難しい。ただ、ある程度の施設規模がありませんと、施設いわゆる固定資産等を含めてもそうですし、いろいろ港湾施設とか、そういったものも容量に関わらず必要な設備もございます。そうなるのある程度の容量、施設規模はございませんと、なかなか経済的に成り立たないということもあって、関西電力に声をかけて、少し設備容量を確保するような形で、設計を進めていきたい、そういった将来的なことも踏まえて、今回まずは調査の着手をお願いをしたというところでございます。

経緯等については、説明のとおりです。

以上です。

○飯塚市長

倉塚委員さんから、後でやりますので、今の話を聞かれて、御意見等がございませ

たら、お願いしたいと思います。

なお、先ほど申しあげました1号機の廃止措置計画について、御質問がある方はお願いします。

それでは、どうぞ、新田委員。

○新田委員

環境保全連合会の新田と申します。

いろいろと説明を聞いてますけども、専門的な事が多くて、はっきり言ってよく分からない。この廃炉することにおいて、我々出雲市の市民ですね、どういう影響が出てくるのか、例えば福島のアルプス放水というのは、漁民の方が大騒ぎされますね。これをする事によって、私達がどういう影響を受けるかということ、分かりやすく簡潔にお話していただくとありがたいのですが。

○飯塚市長

お願いします。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

はい、お答えをいたします。

廃止措置のこちらの絵を見ていただきます、18ページですけれども。基本的には建物の中で、しっかり管理をしながら、使い終わった機器を解体していくと、これが基本でございます。

そういった意味合いで、発電所の周辺への影響、これはすぐ近くに入ってもほとんど影響がない。それから、例えば事故のようなものを想定したとしても、廃止措置段階で、今島根1号機では、島根2号機の再稼働のときも、いろいろ御説明させていただきましたが、予防的な防災の準備をしておく地点として、PAZとか、UPZというものを定めてございます。

この出雲であればUPZ、30キロ圏内ということでございまして、ただ、松江の市内のほうはPAZという5キロ圏内、これは何かあれば当然ですが、放射性物質が

放出する前に必要な方は、退避、避難を進めていくと、そういった地点が定められています。

この1号炉の廃止措置のプラントにつきましては、UPZ、いわゆる2号でいうところの30キロ圏内に相当するところが、5キロ圏内というふうになっております。要は、この5キロ圏の中、万が一、島根1号の廃炉措置で何かの事故とかが想定されたとしても、その必要な対応するのは、その5キロ圏内だけというふうに、国がきちっと宣言をされてございます。そういう意味合いで、大きく言いますともう島根1号機の廃止措置に関わって、5キロ以上の圏外に何か影響、そういった防災関連での影響があるかというのは、ないというのが結論でございます。

以上です。

○飯塚市長

どうぞ。

○新田委員

ありがとうございます。

○飯塚市長

そのほか委員の皆様方、よろしいですか。

はい、それでは、3つ目の説明のほうを、「島根原子力発電所2号機の審査状況等について」ということで、これも説明をお願いします。

○中国電力株式会社島根原子力本部三村副本部長

それでは、引き続きまして、資料3に基づきまして、2号の審査状況について、御説明をいたします。

まず、発電所の安全に係る国の基準について説明をいたします。3ページをお願いいたします。

原子発電所の安全規制は、福島第一原発の事故を契機に大きく見直されて、2013年の7月に、新しい基準が策定されています。この左側は従来の規制基準、右側が

新しいものでございます。従来の基準を強化するだけでなく、新たな規制を追加されてございます。

次に、4ページをお願いします。

これが色別に、少し詳しく解説したものでございます。緑色の部分、ここの部分は、事故を起こさないための対策でございます。地震や津波など自然災害に関する備えをこちらに書いています。従来から事故を起こさないという対策、これは従来から規制の対象ではございますけども、より厳しい規制に強化をされました。

黄色の部分でございます。これは左側の緑の部分で、事故を防ぐことができず、重大事故が発生しました場合に備えた体制です。これが福島を契機に取り入れたものです。従来は事業者の一部自主的に取り組むように任されていたけれども、今回、規制の対象となりました。一番黄色の四角のほうにありますように、テロ対策こういったものも付け加えてございます。

オレンジ色の部分、これは新基準とは別でございますけれども、防災の観点に対するものでございます。これらについても、対策が強化されます。

発電所の再稼働の仕組みは、新しい基準に適合しなければならないということで、審査を受けてございます。

次に、5ページをお願いします。

次に、適合性審査の流れとこれまでの実績を御説明します。実績の詳細につきましては、次の6ページ以降に記載をしてございますけれども、皆様方に事前に送付させていただいた以降の、最近の実績とかがございますので、このページで実績についても併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず審査を大きく3つに分類されて、再稼働のためにはこれらのことをする必要がありますが、①、②、③と書いてございます。これらの審査をしていただくために、2013年の12月に、申請を出しました。

①の設置許可、これが基本設計に関する審査でございます。地震や津波など想定す

る災害の規模ですとか、どのような対策をして対応するかなど、基本的なところを申請しました。申請から7年余りかかりましたけれども、2021年9月に合格をしてございます。

②の設工認でございますけれども、①で基本的なところを決めまして、今度は具体的に設備の性能ですとか、強度、こういったより詳細な設計について審査を受けてございます。約2年かかりましたけれども、先月の8月30日に合格をいただきました。実際には、国の審査会合を約500回に上るいろいろなヒアリングと、それから審査会合と呼ばれる委員の先生方との会合9回等を踏まえて合格に至ったものでございます。設工認は設備の詳細設計になりますので、実際には約5万ページに上る書類でございまして、5センチのこのファイルで約140冊になってございます。

③のところは保安規定でございますけれども、これまだ審査中でございますけれども、新基準に対する設備の運用、そういったものを決めている箇所でございます。

それと並行しまして、②の横に書いてございます使用前事業者検査、これも進めてまいる必要がございます。また後ほど少しお伝えいたしますけれども、この事業者検査は当社が実施する検査でございますけれども、この検査を国にも本当に適切に当社が実施をしたかというのを確認いただく必要があるということで、今週の月曜日、9月11日にその申請をいたしました。この申請を出すことで、再稼働時期についても24年の8月を公表させていただいたところでございます。

では、具体的に審査のトピックスを10ページで御紹介をします。

これは、発電所の海側にある防波壁を示してございます。今回、防波壁が津波によって流されてきた船舶などによって破損することがないように、漂流物対策工と呼ばれる防護する壁みたいなものを取り付けることにしました。詳細設計でございますので、流されてくる船舶がどのような大きさのものか、どういう設備に対して施工するのかといった詳細な設計を御説明して妥当であるか確認をいただきました。

次の11ページをお願いいたします。

これは、ダンパーと呼ばれる地震の揺れを吸収するための装置でございます。これがどういうふうに本当にダンパーとして揺れを抑えられるかというふうな耐震性の評価だけではなくて、これをどういうふうにメンテナンスしていくのか、そういった観点での対応についても確認を受けてございます。

それから、次に12ページ目をお願いいたします。

発電所では、万一の事故の際、原子炉建物が壊れるということを防ぐために、原子炉建物の外壁の一部をパネルにしてございまして、建物の中の圧力が上がりますと、パネルを開放して外気に気体を放出するというものがございます。ちょっと絵が小さくて見づらくて申し訳がございませんけれども、原子炉建物の4階の上にあります、図でいいますと、赤色で描いた部分の一部がパネルになってございます。

一方、万が一事故が発生した後には、発電所の建物の中に残っていて、運転員がいろいろな対策をする必要がございます。運転員を被ばくから守るためには、建物の気密性を維持する、要はブローアウトパネルが開きっ放しということでは、外部から汚染物質が入ってくる可能性があるということで、再度閉めたいということでございます。パネルをその後、同じように戻すのは難しいということで、その内側に、その右の写真にありますような、ブローアウトパネル閉止装置というものを新たに設置することにしました。

設工認では、こういった設備を実際に起こる災害の、地震の揺れ、これ大きな加振台の絵なんですけれども、こういったところで縦、横を揺らして、その揺らした後でもきちっと装置が動くかということを確認したそういった内容についても御説明をさせていただきます。

次に、13ページをお願いいたします。

保安規定の申請でございます。先ほども少しありましたように、保安規定というのは、運転、施設、保守管理、そういったものを定めております。今回、新しい事故が発生すると、我々運転員が対応するのか、職員が対応するのか、それから、またいろ

いろ新しい設備もつけてございますので、そういった設備をどういうふうに運用するのか、そういったものを書き込んだマニュアル的なものをしっかり審査をいただいております。

それから、最後に、14ページをお願いいたします。

これは先ほど少しありましたけれども、使用前事業者検査でございます。これは、先ほどのように、安全設備をつけましたら、実際に設計どおりに作られているかというのを確認するものでございます。設計どおりの材質、材料、寸法で作られているか、それから、ポンプ等であれば設計どおりに必要な流量出るかということを検査で確認をしております。当社がこの確認をしたものについて、国が最後に確認するというのも11日をお願いをしたということでございます。

以上、ちょっと駆け足ですが、審査の状況を御説明しましたけれども、作業等に当たりますと、審査に適切に対応することはもちろんですけれども、徹底した設備対策、機器の対策に加えて、人に関する緊急時における対応能力、この向上。この設備と人の両輪を考えて、一つ一つ着実に実施をしていきたいというふうに考えてございます。

説明のほうは以上です。

○飯塚市長

ありがとうございました。それでは、今、現在2号機の審査状況等について説明があったわけでありまして、このことにつきまして、御質問等がありましたら挙手でお願いいたします。

それでは、よろしいですかね。

それでは、最後、その他ということで、全体を通して結構でございます。先ほど申し訳ございません。倉塚委員さんのほう、発言を中断しましたので、またございましたら。

先ほどは、中断、失礼しました。その他ということで。

それでは、景山委員さん。

○景山委員

新日本婦人の会出雲支部の景山委員といたします。

まず、この市にお願いが、まずあります。本日の会議の重大テーマは、1号機の廃炉計画が遅れることとそして2号機の再稼働であったと思うのですが、この重要な課題については、この協議員の私たちは意見を述べるという大切な役割があると思っています。

今、いつも中国電力さんのほうから御説明いただくわけですが、先ほどの方もおっしゃいましたけれども、なかなか難解で、理解できないことがいっぱいあります。

市民の率直な意見が伝えられて、そして聞き合うように、その機会としてこの会が活用できるように、ぜひ市としても様々な御配慮をいただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、私の意見は、1つだけあるんですけれども、今、上関の中間貯蔵施設のことが今、話題になっているんですけれども、市長さんは一応協力的だというふうな御発言があったかと思えますけれども、中間貯蔵施設を建設するような候補地が挙がりますと、その候補地になった自治体の方々は、大変な不安の声を上げられているのも事実です。全国の原発の中には、使用済み核燃料が8割ぐらいもう埋まっているというふうに調べました。使用済み核燃料の処理もめども立たないのに、島根原発のその2号機だけは稼働しているということに私は疑問を感じております。

○飯塚市長

まず最初、この会議の運営という中で意見が出ました。ちょっと専門的になり過ぎてから、意見交換がちょっとできるように配慮をと。

今、ここで、どの部分がどうかとちょっと分かりませんので、中国電力さんにも分かりやすい説明をお願いしたいというふうに思います。技術的なこととか難しい言葉

じゃなくて平易な言葉で伝えていただきたいなというふうに思います。

あと、事前に資料を配付させていただいたりとかしていますので、事前に見ていただいて発言していただければなということ。

○景山委員

一体ここで何を発言していいのかちょっと分かんないことがいっぱいありまして、具体的にこういうことに関して皆さんの意見が聞きたいんだといったことになると議論もあると思いますが、一体何をこんなたくさんの方がいらっしゃるときに何を発言していいのか分からない、何か白っとした雰囲気漂っている感じがあって、もう少し皆さんの原発に対する思いとか、率直な要望も出せるような、場所になってほしいなど私、ちょっと長年思っております。

以上です。

○飯塚市長

分かりました。いろんな御意向もありますし、たくさんの方からそれぞれお時間をいただいております、そういう立場からも御発言をいただきたいなと、フリーとかそういうことでいただきたいなと思っておりますので、より多くの意見が出るように進めていきたいというふうには思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○中国電力株式会社島根原子力本部長谷川本部長

今の御意見に中国電力の方からも少しお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、私どもの説明、やはり分かりにくいという御指摘、御もつともでございます、なかなか原子力は皆さん、なじみのない技術でございます。引き続き、私どももなるだけ分かりやすく説明できるように努力してまいります。

実は、先般、9月6日の夜でございますけれども、この出雲市のビッグハートのほうで、この件につきまして、説明会を開催しました。もうお忙しい中、30人程度、市民の方にもおいでいただきまして、いろいろ御質問もいただいたところでございま

す。

今日もやはり同じような御意見ございました。今も景山委員のほうからございましたけれども、なぜ、中間貯蔵施設が要るのか、もっと言えば、再処理施設も動かないんじゃないかと、こういう非常に御意見が示されております。そこはやはり入り口で私どもはやはり原子力発電、これからも引き続き、当面ですけれども、再生可能エネルギーが全て安定的に電気の供給できるようになるまで、まだまだ時間がかかると思いますので、我が国の地理的な状況、あるいは国際的なエネルギー情勢等を踏まえれば、一定の原子力発電が引き続き必要だと思っております。

そんな中で、今、御指摘のとおり、電力においては、使用済み燃料が自社の中のプールではかなりもう貯蔵容量が上限に近づいているというところもございますので、中間貯蔵施設、もっと言えば、再処理施設、これは原子力発電を安定的に進めていくために必須の設備だというふうに考えてございます。

ただ、上関町の件については、少し特殊な事情がございまして、その辺り先ほど三村も御説明しておりますけれども、まず、今回、この施設を当社が建設の申入れをする前段で、上関町長のほうから新たな地域振興策を提示する、こういう御要請がございました。全てはここからスタートしております。上関の町長は、御自身も中間貯蔵施設、国内では実績がございますので、そういったものを自ら視察されて、これは安全なものだろうと、誘致したいということで、先般、私どもの会社のほうに、取りあえず調査を進めてほしいという、こういう申出を受けたところでございます。

ただ、これがなぜ周辺自治体から、その後、景山委員から意見ございましたけれども、新聞報道を私ども見ていると、やはり寝耳に水だったと、何も聞かされていないという周辺自治体の山口県内ですけれども、御意見が出ているようでございます。これは、ごもっともだと思いますけれども、なかなか計画の特性上、事前に広くお話をしながら進めるということができなかつたというのが背景にございますけれども、当然、これから私どもの会社は、もし必要であれば、周辺の自治体の方も含めて御説

明をして理解を得ていく必要があると思っております。

そんな施設でございますので、少し当社の場合は、ほかの電力会社とは、中間貯蔵施設に対するニーズが違う、緊急性、そういうものはあまり持ち合わせておりませんが、地元のほうから御要請があったこと、そして長期的にはやはりこの施設が原子力発電所の、当社の原子力発電所の安定運転につながりますので、ぜひとも造らせていただきたいというふうに考えてございます。

○飯塚市長

ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、有田委員。

○有田委員

島根原発・エネルギー問題県民連絡会の有田と申します。

先ほどの中電の方からもありましたように、先日の9月6日、説明会もあったし、参加をさせてもらいましたので、ちょっと発言することがダブるかもしれませんが、今日、大勢の委員がいらっしゃいますので、問題を共有するという意味で発言をさせてもらいたいと思います。

延期になるという話を聞いたときに、もともと原発の1号機が廃炉になった場合に、いろいろな放射性物質ができる。その物は、再処理場のほうに搬出すると、出していくということで、始まったと思うんです。

持っていくところって、当然、怖いな、おかしいなと思うんですけれども、それを聞いたときに、六ヶ所村、そう簡単にできるのかなというのが最初に思った印象でした。ですから、必ずどこかで暗礁に乗り上げる、または延期という言葉が出てくるかなと思っていましたけれども、度重なる延期というものになってきていること、ということだと思えます。

この延期になっている背景ということもどこかにあると思うんですけれども、やは

り、例えば、六ヶ所村においても、1993年から工事は始まっているようですが、そういう工事が起こる前、起こった後は、やっぱり周囲の方が反対運動というのが相当強かったというふうに聞いています。そういう運動がある中で、簡単では本当にならないだろうなど。で、1993年に作業が始まって、1997年に竣工するという計画だったようですけれども、1997年から言ってももう10年以上、かかったんですよ。それでまだ、なかなかできないというのは、いろんな情勢といいますか、状況が変わってきているんじゃないかと。

そんな中、もう一つの理由、私は、海洋問題なのかなと思います。今、福島第一原発のところで、私は汚染水だと思うんですけれども、これを海洋に放出していますね。9月11日に第1回も終わりましたが、なおこのように処理水か汚染水か分かりませんが、放射性物質が含まれているものを海洋に流す、海は決してごみ捨て場ではないんですよ。こういう考え方で物をやろうとすると必ず問題が起こるし、そういう工程、作業場でやっぱりいろいろな意見が出てくるということだと思うんです。六ヶ所村のように、私の聞くところでは、いろいろな処理をしているときに、処理した水については、海洋のほうに放出するというふうに聞いています。で、処理する途中でも、これは普通の原子力発電所とは違って、処理するときに揮発性の物質、放射性物質がたくさん空気中に出ると。そういうことで、周辺が汚染されるということでの反対運動が強かったと思うんですけれども、そういった意味では、環境問題に大きな影響を与えるという意味で再処理場というのは大きな問題を抱えているというふうに思うんです。

そういった環境問題や、それから実際にそういうことが出てくるのかどうかというときに、この場所に本当にできるかどうか、先ほどの発言された方もありましたように、できるかどうかというの、非常に私は疑問だなというふうに思っているところで、そういうふうな状況の中で、もう1点は、今、2号機の再稼働の話がありました。1号機の処理をして、それを完全に処理を完了する、そういうこともない中で、さら

にこれから、使用済み核燃料をどんどんどんどんつくり出していく、これで本当にいかどうかというのは、今、国の中で原発は、やはり電力を確保できないので、使わざるを得ないというふうにおっしゃいますけれども、でも、そうではなくて、やっぱりCO₂が出ても全国の原子力発電所が使い続けることになっている。問題はどんどんどんどん蓄積して行って、大きなことになっていくと思う。それで、今回の延期を機に、2号機の再稼働をするのを、もう一度考える必要があるんじゃないかなと思います。

それと、もう1点は、先ほどの2点にありましたが、自治体の首長さん、市長さん、町長さんの御意見だけではなくて、いろいろな問題を解決していく上で、住民の意見もしっかり聞いていただきたい。これから原発を動かすことをどう住民が協力するかだと思うんですね。現場で使用済み核燃料が増えるのをどう使用済み核燃料処理するかというのが最大の問題だと思いますので、そういう感じに、住民間にもしっかり聞いていただいて、みんなで納得いく形での対応をぜひしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○中国電力株式会社島根原子力本部長谷川本部長

今、御意見いただきましたので、少し当社の思いを御説明したいと思います。

まず、六ヶ所村というのは、皆さん先ほどから御説明しておりますけれども、使用済み燃料、これを再処理する施設でございます。

我が国は、原子燃料サイクルというのをして、一度使い終わりました使用済みの燃料の中にはまだ使えるもの、例えばウラン、プルトニウムございますので、これを再処理ということで、いわゆる高レベルの廃棄物を使えるところと分けて、使えるものはリサイクルしていきこうと、こういう政策を執ってございます。

同じような政策を執っているのは、例えばフランスであったり、中国であったり、ロシアもしかりでございます。

資源のない国にとっては、原子力エネルギーって非常に重要でございますので、まずは再処理路線を採っているというのは御理解いただきたいと思います。

その中で肝となりますこの再処理工場がなかなか動かないので、もうできないんじゃないかと、いろいろ御意見がございます。

ただ、これは先ほども申しましたけれども、技術的な問題というより、今、最新の規制をクリアするためにはかなり時間を要しているところでございます。我々、電力会社としては、この施設は必ず造らなければいけませんし、技術的にはもうできるというふうに思っております。必要な施設です。そして、何より、こういった施設を受け入れていただいております青森県に対して、私ども本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。国内で唯一再処理工場、皆さんが危険だとおっしゃるような施設を受け入れていただいていると、こういったところに私ども青森県に対して、常に敬意を払いながら協力をしているところでございます。

トリウムもその再処理工場からたくさん出すんじゃないかという御意見でございます。

確かに実は、島根原子力発電所のような発電所というのはたくさんトリウム出ますけれども、これも基準値を大幅に下回るものでございます。何でもやっぱり科学、廃棄物が出ます、有害物質が出ます。産業廃棄物の中にも有害物質は出ますし、原子力に限らず、必ずある意味、廃棄物が出てまいりますし、その中には場合によっては有害物質、かつてはカドミウムであったりPCBであったり、あるわけですがけれども、それをやっぱり環境の中で整理をしながら使っていくというのが、我々人間の進む技術ではないかと思っておりますので、決して、その環境を破壊したり、皆様方の健康に影響を及ぼすような放出をしているわけではございませんので、そこだけは御理解いただきたいと思います。

そして、2号機の再稼働もこの状況の中では、待つべきではないかという御指摘でございます。

1号機の廃止措置と2号機の稼働は直接的には技術的にも安全にもリンクいたしませんので、私どもはむしろ早期に2号機は再稼働させていただきたいと思っております。

昨年2号機の再稼働の手続の中で、実は出雲の商工会議所の皆さんからも早期に運転再開するよという御要請をいただきました。やはり経済界の中では、この電気の電気料金が高いという状況の前で、原子力発電を動かすことによって少しでも電気料金が安くなるのであれば、安全第一で再稼働をしてほしいとこういう御要望もございます。

私ども安全最優先で2号機も対応してまいりますので、ぜひとも御理解をいただければと思います。

○飯塚市長

倉塚委員。

○倉塚委員

すみません。まず、1点だけ質問させてください。

この2号機なんですけれども、プルトニウム混合燃料を使うことが前提ということですか。

○中国電力株式会社島根原子力本部長谷川本部長

はい、プルトニウムというのは、先ほど再処理工場で有益な、まだ使える物質でございまして、それをプルトニウム燃料、MOXといいますけれども、これを原子炉で普通に使うという政策でございます。

2号機でいつから使うかという御質問でございますけれども、少なくとも来年の8月再稼働を目指しておりますけれども、ここでの使用はございません。しかしながら、できれば早期に、もちろん国の基準、国の審査も合格しておりますので、しっかりとまた地元の皆さんには御説明をしながら、使用をしてまいりたいと思っております。

○倉塚委員

先ほどから、安全、安全っていうふうにおっしゃっていますけれども、それは何か言葉ばかりかなみたいな感じもするんですが、例えば、いろんな今まで安全だって言われたことが覆ったことが山ほどありまして、そこで水俣とか薬害エイズとか、戦争だってそうですよね。日本は資源がないから外に攻め入っていかんといけんということを前提に行け行けで負け戦を買っちゃって、それで大事な息子をどんどん出したということもありましたし、なおかつ、チェルノブイリが起きたときには私の子供、まだ小さかったんですけど、それで、小さい子供は細胞分裂が盛んですので、取るものも化学物質や放射性物質の影響があるということで、すごく周りのお母さんたちも三食いろいろ調べて、これは食べちゃいけないねとか、この産地は駄目だねということを経験しながらすごく気をつけたことを思い出します。

そのときは、まだ人ごとだったんですが、今度日本であの事故が起こって、もうどこにも行くところがないみたいな、特に子育て中のお母さん方は大変だったかなと思います。

そして、今、処理水の放出がされ始めていますけれども、これ初めてのことですよね。直接核燃料に触れた水が処理されているとは言えるものの、解放された。そうすると、ほかの国の方々のやっぱり私たちのようなお母さん方が不安に思うのは当たり前だと思うんですよ。だって、今初めて起こったことで、誰もこれを、じゃあこの経過がどうなったかなんて、調べることももちろんできないですよ。例えば、水俣なんかでもそうでしたよね。安全だ、安全だ、水銀は薄まっているからいいですよって言ったけど、結局は魚で濃縮されて、人間でさらに濃縮されて、もう本当に大変な方々、命も奪われた方々が出てきたのに、私たちは一つも学習していない。で、安全だって言われたら、はいそうですかって言って、まだまだ福島だって、まだタンクを貯蔵する土地はあるのに、放出してしまうのはなぜだろう。中間施設をじゃあ、いきなり、私たちからしたら、いきなりあそこに計画をするっていうことは、本当に町長が、一介の町長さんが本当にそんなふうに思って中電さんにそういうふうに使われたのか、

全く分からないし、もう何かもう疑問だらけで、本当にこの事業を本当にやっていいんですか。続けていいんですか。電気だったら、電気を使わない時期もあったけど何とかしのげましたよね。それは、知恵といろいろなみんなの工夫でしのげるんじゃないかなと私は思っているんで、そんな不安を持ちながら子育てをしないといけないという状態にはなってほしくないと思っていますので、全然響かないとかは分かっていますけど、分かっていますけど、あえて言わせていただきます。

私の経験、この出雲市の経験からでも農薬散布っていう事故があったんですよ。

○飯塚市長

すみません、安全についての信頼性をきちんと安全安全言われるけれど、ちょっと信用し難いと。

○倉塚委員

まとめたい気持ちは分かりますけど、もうずっとこの会議も私たちはずっと続けて、この辺は我慢してまして、もう言っても言っても何か壁に言っているような感じなんで、さっき、景山さん言われたように、みんなが素直にそのみんなが不安に思っていることをぶつける先がないんですよ。市民の方々は。で、ここに来たら安全です、厳重にやりますって言われるだけなので、どうやったらここらへんがコミュニケーションを取ることができるのかなというふうに、景山さんもおっしゃったと思うんですけども、ちょっと思いのたけを今言わせていただきました。

○中国電力株式会社島根原子力本部長谷川本部長

御意見ありがとうございました。ただ、そこで立ち止まってしまうと、我々の生活も成り立ってきませんので、やっぱり私どもは、解消をできる限りしながら前へ進んでいくのが、やっぱりこの国の取るべき道なのかなと思っています。

以上になります。

○飯塚市長

会議につきましては、景山委員さんの申し上げられたように、もう少し違った視点

で考えていかなければいけないかなと思います。

安全につきましてはこれから協定に照らして様々な、中電に対してしっかりと申し上げていこうというように思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。

どうぞ、野津委員。

○野津委員

湖陵町区会連合会の野津です。私、この会議、初めて出るんですけど、そもそもの環境安全対策協議会というのは、出席者の皆様は、2号機の稼働を賛成ということが前提で出ていらっしゃる会議なのか、そのことをちょっとお聞きしたいです。

○飯塚市長

賛成が前提とか、そういうことではございません。

中電の環境に対する影響とかそういうものをそれぞれの立場でいろんな御意見をいただく会議です。

○野津委員

ありがとうございます。

○飯塚市長

ほかにございませんか。

それでは、その他を終了させていただきまして、本日の用意しておりました報告・説明は終わらせていただきたいと思います。

熱心に御意見いただきまして、ありがとうございました。

冒頭申し上げましたとおり、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更については、本日いただきました御意見を踏まえ、中国電力や県に対しまして、本市の意見を提出してまいりたいというふうに考えています。

引き続き、市民の皆様の安全安心の確保に向け、取り組んでまいりますので、どう

ぞ今後ともよろしく願いをしまして、会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○安食防災安全部長

以上をもちまして、第15回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。